

【従業員の人権と職場を守るための環境作り】

カスハラ防止のための労務管理セミナー

- ◆そもそもカスハラの定義とは？
- ◆裁判所はどんな判断をするのか？
- ◆「お客様は神様ではない！」時代に、事業主に問われる対策は？

日時(セミナー)

令和6年10月17日(木) 14:25~16:30

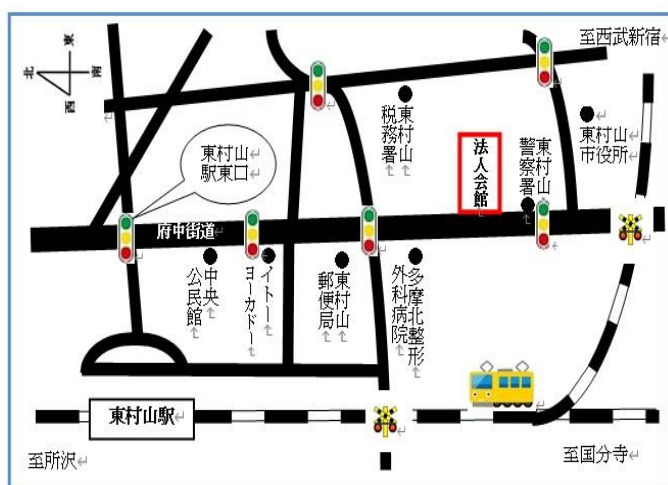
会場(東村山法人会会議室)

西武新宿駅東村山駅東口から徒歩約10分
東村山市本町1-23-6

(駐車場はございません。公共交通機関を使用してお越しください)

定員

30名(定員になり次第締切とさせていただきます)



プログラム

- | | | |
|-------|-----|--|
| 14:25 | I | 開会のご挨拶
公益社団法人東村山法人会 事務局長 齊藤浩 |
| 14:30 | II | カスハラの定義と具体的な裁判例について
よつ葉法律事務所 弁護士 内田直子 先生 |
| 15:30 | III | カスハラ防止のための事業主の具体的な対策
石津社労士事務所 特定社会保険労務士 石津雄美 先生 |
| 16:30 | V | 閉会 |



※ お申込みは下記にご記入後ファックス(042-392-3820)送信
または、右記QRコードよりお進みください



お問い合わせ先 042-394-7654 ●下記情報は当セミナー以外には利用いたしません。

貴社名		業種	
参加者ご氏名	部署 役職	連絡先 電話番号	
他参加者ご氏名	複数名でご参加の場合、参加者のお名前をご記入下さい。		会員区分 ・ 法人会会員 ・ 一般